特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第１０２号

北海道伊達市舟岡町182番地
清算株式会社　株式会社舟岡管財
代表清算人　髙橋　博志

1　決定年月日　平成30年２月20日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

1　利息・遅延損害金の免除

協定債権のうち、特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に免除を受ける。

2　弁済の場所及び端数の処理

⑴　本協定における弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。

⑵　按分弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。

第２　一般債権

1　定義

一般債権とは、協定債権のうち、開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。

2　一般債権の免除及び追加弁済

⑴　免除

一般債権は、本協定認可決定確定時において、一般債権額全額について免除を受ける。

⑵　追加弁済

ア　清算業務終了時において、清算株式会社が有する現預金から、清算結了までに発生する一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を弁済するために必要な金額を控除してなお、残額が存する場合には、一般債権者に対し、当該残額を弁済原資として、一般債権者の特別清算手続開始決定時の債権額（元金及び開始決定日までの利息・損害金）で按分して弁済する。

イ　アによる弁済を行った場合には、⑴に基づく免除は、当該追加弁済額を限度として免除時に遡って効力を失う。

以上

札幌地方裁判所室蘭支部

平成２９年（ヒ）第３０号

埼玉県朝霞市幸町３丁目３番20号
清算株式会社　武山建設株式会社
代表清算人　油木　大樹

1　決定年月日　平成30年２月21日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定認可決定確定の日から１週間以内に1,953,579円を協定債権額に応じて按分して支払う。

2　協定債権者は、前項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対する残債権を免除する。

3　清算株式会社は、新たな財産が判明したときは、速やかに換価し、換価費用を控除した残金を協定債権者に対し協定債権額に応じて按分して支払う。

4　第２項の免除は、前項の弁済の限度で効力を失う。

以上

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２９年（ヒ）第３０２６号

大阪市西成区千本南１丁目18番６号
清算株式会社　株式会社足立
代表清算人　足立　敏雄

1　決定年月日　平成30年２月21日

2　主文　本件協定を認可する。

協定

1　本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」という。）であり、同債権を有するものを協定債権者という。

2　清算株式会社は、別紙協定債権者一覧記載の各協定債権者のうち、協定債権者足立敏雄、協定債権者足立繁一及び協定債権者足立裕子を除く各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額のうち別紙協定債権者一覧記載の基準額に応じて按分して弁済する（ただし、１円未満の端数については一律に切り捨てて弁済額を計算する。）。弁済は、清算人代理の事務所において行う。ただし、本件協定債権者が特定の金融機関の口座への振込送金を文書で求めたときは、その口座に振込送金する方法で弁済する。この場合の振込手数料は、清算株式会社の負担とする。

3　本件協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額（各協定債権に対する利息、損害金の一切を含む。）から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

4　協定債権者足立敏雄、協定債権者足立繁一及び協定債権者足立裕子は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日に、その各協定債権の総額（各協定債権に対する利息、損害金の一切を含む。）を免除する。

5　第２項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額のうち別紙協定債権者一覧記載の基準額に応じて按分して弁済する（ただし、１円未満の端数については一律に切り捨てて弁済額を計算する。）。この場合における弁済は、第２項に記載の方法により行う。

この場合においては、本件協定債権者が第３項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

以上

大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

平成２９年（再）第４号

福岡市博多区博多駅東２丁目４番14号第２ヤマトビル３Ｆ
再生債務者　株式会社シー・スリー・ジャパン

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成30年２月19日

福岡地方裁判所第４民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２９年（再イ）第２５号

滋賀県犬上郡豊郷町大字四十九院1200番地８
再生債務者　北川　昌弘

1　決定年月日時　平成30年２月20日午後１時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年３月13日まで

4　一般異議申述期間　平成30年３月19日から平成30年４月２日まで

大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（再イ）第１２５号

埼玉県川越市大字今福1258番地
再生債務者　岩沢　佳和

1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年３月14日まで

4　一般異議申述期間　平成30年３月28日から平成30年４月９日まで

さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（再イ）第１０号

埼玉県川越市野田町１丁目11番地60
再生債務者　高山　洋志

1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年３月14日まで

4　一般異議申述期間　平成30年３月28日から平成30年４月９日まで

さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（再イ）第２号

千葉県袖ケ浦市長浦駅前２丁目19番地２
再生債務者　小島　健一

1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年３月14日まで

4　一般異議申述期間　平成30年３月28日から平成30年４月11日まで

千葉地方裁判所木更津支部